

障 第 1801 号
平成 25 年 2 月 15 日

市町村障害福祉担当課長 様
障害福祉サービス事業所の管理者 様
障害者支援施設の長 様
障害児通所支援事業所の管理者 様
障害児入所施設の長 様
指定医療機関の長 様
相談支援事業所の管理者 様
地域活動支援センターの長 様
福祉ホームの長 様
中央福祉相談センター所長 様
精神保健福祉センター所長 様
身体障害者更生相談所長 様
知的障害者更生相談所長 様
児童相談所長 様
地域振興局健康福祉（環境）部長 様

新潟県福祉保健部障害福祉課長

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律（第 1 次・第 2 次一括法）の施行に
伴う県条例等の制定について（通知）**

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 37 号・第 1 次一括法、平成 23 年法律第 105 号・第 2 次一括法）の施行に伴い、これまで国が省令で定めていた障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準等について、地方自治体が条例で定めることとなりました。

これに伴い、下記のとおり条例及び規則を制定し、平成 25 年 4 月 1 日から施行するので、通知します。

今後は、県条例等を遵守し、適正な事業所等の運営を行うようお願いします。

記

1 制定した条例

- (1) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第68号）
- (2) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号）
- (3) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号）
- (4) 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第71号）
- (5) 新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例72号）
- (6) 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第73号）
- (7) 新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第74号）
- (8) 新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第75号）

2 制定した規則

- (1) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第5号）
- (2) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第6号）
- (3) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第7号）
- (4) 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第8号）
- (5) 新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則9号）
- (6) 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第10号）
- (7) 新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第11号）
- (8) 新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成

25年新潟県規則第12号)

3 条例及び規則の内容

別紙「障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び規則の内容について」のとおり

4 条例及び規則の施行期日

平成25年4月1日

5 その他

制定した条例及び規則は、新潟県ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

※新潟県ホームページの掲載場所

新潟県ホームページ→「高齢者・障害者・福祉」→「障害者の福祉」
→「事業者向け情報（各種申請・届出など）」
→「障害福祉サービス事業所等の基準条例・規則について」

[担当]

新潟県福祉保健部障害福祉課

自立支援係（入所系サービス、福祉ホーム） TEL:025-280-5918

在宅支援係（訪問・通所系サービス） TEL:025-280-5228

地域生活支援係（地域活動支援センター） TEL:025-280-5212

障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例及び規則の内容について

1 基準条例と国の省令の対応関係について

- (1) 障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び規則（基準条例という。）と国の省令の対応関係は、[資料1](#)のとおりです。
- (2) 法令の改正等に機動的に対応する必要がある事項等については、規則に委任しています。具体例は、[資料2](#)のとおりです。

2 県の独自基準について

基準条例の制定に際しては、国の省令を基本としながら、「地域の実情に合った行政サービスの実現を目指す」という第1次・第2次一括法の主旨を踏まえ、サービス利用者の安全・安心の確保や処遇向上の確保の観点から、県の独自基準を定めています。具体例は、[資料3](#)のとおりです。

【県の独自基準一覧】

項目	内容	備考
運営規程の拡充	運営規程に定めなければならない事項に、秘密保持等に関する事項と苦情解決に関する事項を追加する。	経過措置（当分の間）あり。
暴力団等の排除に関する規定の新設	事業所等の運営からの暴力団等の排除に関する規定を新設する。	
非常災害対策の拡充	各事業所等ごとに、周辺の環境や利用者の特性に応じた、災害事象ごとの対応マニュアルの作成を義務化する。	経過措置（1年間）あり。
訓練・作業室の面積の明文化	訓練・作業室の面積を、利用者1人あたりおおむね3平方メートルとすることを明文化する。	
健康管理に関する規定の拡充	利用者の健康保持のため、事業者が講じなければならない措置として、健康診断の受診の勧奨を例示する。	

多機能型事業所の利用定員の緩和	多機能型事業所の最低利用定員を 20 人から 10 人に緩和する。	
-----------------	-----------------------------------	--

3 県の独自基準の適用について

障害福祉サービス等への県の独自基準の適用関係は、資料 4のとおりです。

4 施行期日について

県条例等の施行期日は、平成 25 年 4 月 1 日です。ただし、県の独自基準については、上記のとおり、経過措置が設けられています。

資料1 基準条例と国の省令の対応関係

県条例	県規則	国省令
新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第68号)	新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年新潟県規則第5号)	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第16号)
新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第69号)	新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年新潟県規則第6号)	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第172号)
新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第70号)	新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年新潟県規則第7号)	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号)
新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第71号)	新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年新潟県規則第8号)	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第15号)
新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第72号)	新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年新潟県規則第9号)	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第177号)
新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第73号)	新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年新潟県規則第10号)	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第174号)
新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第74号)	新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年新潟県規則第11号)	障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第175号)
新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第75号)	新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年新潟県規則第12号)	障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第176号)

資料2 規則委任事項の例

県条例	県規則	国省令
<p>【療養介護の例（指定基準）】</p> <p>第52条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数及び当該員数の算定の方法等は、規則で定める。</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。）</p> <p>(3) 生活支援員</p> <p>(4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）</p>	<p>第7条 指定療養介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上</p> <p>(2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上</p> <p>(3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。</p> <p>(4) サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>第50条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上</p> <p>二 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上</p> <p>三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。</p> <p>四 サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数 イ 利用者の数が60以下 1以上 ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>

資料3 県独自基準について

(1) 運営規程の拡充

事業所等の適切な運営体制を確保し、利用者がより安心してサービスを利用することができるよう、運営規程に定めなければならない事項に、秘密保持等に関する事項及び苦情解決に関する事項を追加する。

国省令	県条例
<p>【療養介護の例】 (運営規程)</p> <p>第 31 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第 35 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 八 虐待の防止のための措置に関する事項 <p>九 その他運営に関する重要事項</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 32 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第 36 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 <u>(9) 秘密保持等に関する事項</u> <u>(10) 苦情解決に関する事項</u> (11) その他運営に関する重要事項 <p style="text-align: right;">※経過措置（当分の間）あり。 (附則に規定。)</p>

(2) 暴力団等の排除に関する規定の新設

新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）の基本理念にのっとり、事業所等の運営から暴力団等の影響を排除し、適切な運営を確保するため、暴力団等の排除に関する規定を新設する。

国省令	県条例
【規定なし】	<p>【居宅介護の例】</p> <p><u>(暴力団等の排除)</u></p> <p>第 44 条 指定居宅介護事業者は、その事業の運営について、<u>新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。</u></p>

(3) 非常災害対策の拡充

災害ごとの対応マニュアル等を作成し、被災弱者の支援体制を強化するため、非常災害対策に関する規定を拡充する。

国省令	県条例
<p>【療養介護の例】</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第 70 条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第 73 条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、<u>指定療養介護事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</u></p> <p>※経過措置（1年間）あり。 (附則に規定。)</p>

(4) 訓練・作業室の面積の明文化

統一的な基準を示すことにより、利用者の安全・安心につながる適切な施設整備を図るため、訓練・作業室の居室面積に関する基準を明文化する。

国省令	県規則
【生活介護の例】	

<p>(設備)</p> <p>第 81 条 (略)</p> <p>2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 訓練・作業室</p> <p>イ <u>訓練又は作業に支障がない広さを有すること。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>(指定生活介護事業所の設備)</p> <p>第 12 条 条例第 84 条第 2 項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア <u>利用者 1 人当たりの床面積は、おおむね 3 平方メートル以上とすること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
--	---

(5) 健康管理に関する規定の拡充

事業者が講じなければならない措置の具体例を示すことにより、利用者の安全・安心につながる適切な運営を図るため、健康管理に関する規定を拡充する。

国省令	県条例
<p>【生活介護の例】</p> <p>(健康管理)</p> <p>第 87 条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(健康管理)</p> <p>第 90 条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、<u>健康診断を受けることの勧奨</u>その他の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>

(6) 多機能型事業所の利用定員の緩和

サービスの利用ニーズがまとまりにくい中山間地域や都市部郊外における、サービス提供体制の充実化を図るため、多機能型事業所の利用定員を緩和する。

国省令	県条例
<p>(規模に関する特例)</p> <p>第 89 条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援 A 型事</p>	<p>(規模に関する特例)</p> <p>第 89 条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援</p>

業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

- 一 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上
- 二 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。
- 三 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人

A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第71号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が10人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 3人以上
- (2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 3人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。
- (3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 5人

<p>以上</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、前項中「20人」とあるのは「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び第90条第3項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。</u></p>	<p>以上</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>離島その他の地域であって規則で定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであって、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び次条第3項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。</u></p>
---	---

資料4 県の独自基準の各サービスへの適用について

			県の独自基準					
			運営規程の 拡充	暴力団等の 排除に関する 規定の新設	非常災害対 策の拡充	訓練・作業室 の面積の明 文化	健康診断に 関する規定 の拡充	多機能型事 業所の利用 定員の緩和
障害者自立支援法	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	○	○				
		重度障害者等包括支援	○	○				
	日中活動系	生活介護	○	○	○	○	○	○
		短期入所	○	○	○		○	
		自立訓練 (機能訓練)	○	○	○	○		○
		自立訓練 (生活訓練)	○	○	○	○		○
		就労移行支援	○	○	○	○		○
		就労継続支援 A型	○	○	○	○		○
		就労継続支援 B型	○	○	○	○	○	○
		療養介護	○	○	○			
	入所系	共同生活介護	○	○	○			
		共同生活援助	○	○	○			
		施設入所支援	○	○	○			
	その他	地域活動支援センター	○	○	○			
		福祉ホーム	○	○	○			
	児童福祉法	訪問系	保育所等訪問支援	○	○			
		日中活動系	(医療型) 児童発達支援	○	○	○		○
			放課後等デイサービス	○	○	○		○
入所系		(医療型・福祉型) 障害児入所支援	○	○	○			